

## 国税庁総合職 採用案内 2019

National Tax Agency

お問い合わせ先

国税庁長官官房人事課企画係  
03-3581-4161 (内線3403)  
<http://www.nta.go.jp/>  
E-mail : [saiyo@nta.go.jp](mailto:saiyo@nta.go.jp)



〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1 (財務省ビル5階)

東京メトロ

千代田線：霞が関駅 (徒歩1分) 丸の内線：霞が関駅 (徒歩5分)

日比谷線：霞が関駅 (徒歩3分) 銀座線：虎ノ門駅 (徒歩3分)



2019 国税庁 総合職 採用案内

# この国を支える。

税は経済社会の移り変わりを写す鏡です。今、経済社会のICT化やグローバル化の更なる進展だけでなく、働き方や決済手段、投資対象の多様化に伴い、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

そんな著しく進展する経済情勢の中でも、国税庁はその任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を果たし続けなくてはなりません。

納税者が自ら申告・納税を行う「申告納税制度」の下では、納税者の理解と協力が欠かせません。このため、大多数の善良な納税者が自発的に納税をし易いよう納税サービスを向上させている一方で、一部の悪質な脱税者に対しては厳正な対応を行っています。

国税庁には、一貫した使命感と正義感を持ちながら、税務行政はどうあるべきかを考え、行動し続ける職員がいます。

このパンフレットを通じて、私たちが何を目指し、議論し、実現してきたのかを感じてください。

## CONTENTS

CHAPTER 01	国税庁の仕事	03
CHAPTER 02	キャリアステップ	13
CHAPTER 03	多様なフィールド	23
CHAPTER 04	特集	
	特集1 データ活用	29
	特集2 国際課税～国際租税の最前線で～	31
	特集3 新人職員アンケート	33
	特集4 育児支援制度	35
	研修制度	37
	採用 FAQ	38

# 国税庁の仕事

## 国税庁の仕事とは

国税庁は、行政サービスの源となる税収の確保を行う歳入官庁です。

税は、経済や社会と密接に関係しているため、国税庁の仕事は、グローバル企業の経済活動から年金生活のお年寄りの生活まで、世の中のありとあらゆることに関わります。そして、経済や社会のあり方が変われば、税務行政のあり方も変えていかなければなりません。例えば、仮想通貨やシェアリングエコノミーなどのこれまでにない取引形態が現れ、税務行政を取り巻く環境が変化している中でも納税者が公平感を抱き続けられるよう、新たな課税ルールや調査手法を検討・実行していく必要があります。このように、国税庁での仕事は、社会への影響が大きく、迅速かつ正確な執行が求められます。だからこそ、自分の考える正論を正面から議論し、複雑・多様化する行政ニーズや経済・社会情勢の変化に対して、前例や現状にとらわれず柔軟な発想で対応していくことが期待されているのです。

### 長官官房

税務行政全体の基本戦略の策定及びマネジメントを行い、組織内外との調整を図るとともに、国民に対する税務行政の説明責任を果たす。

- 総務課
- 情報公開・個人情報保護室
- 広報広聴室
- 調整室
- 監督評価官室
- 人事課
- 会計課
- 企画課
- 情報技術室
- 法人番号管理室
- 参事官
- 国際業務課
- 相互協議室
- 厚生管理官
- 監察官
- 税務相談官

### 課税部

納税者が正しく申告できる環境の整備や、税務調査のあり方について企画・立案するとともに、酒類産業行政を担う。

- 課税総括課
- 消費税室
- 消費税軽減税率制度対応室
- 審理室
- 個人課税課
- 資産課税課
- 資産評価企画官
- 法人課税課
- 酒税課
- 鑑定企画官

### 徴収部

国税債権を適切に管理し、自主納付体制の確立や滞納の圧縮に取り組む。

- 管理運営課
- 徴収課

### 調査査察部

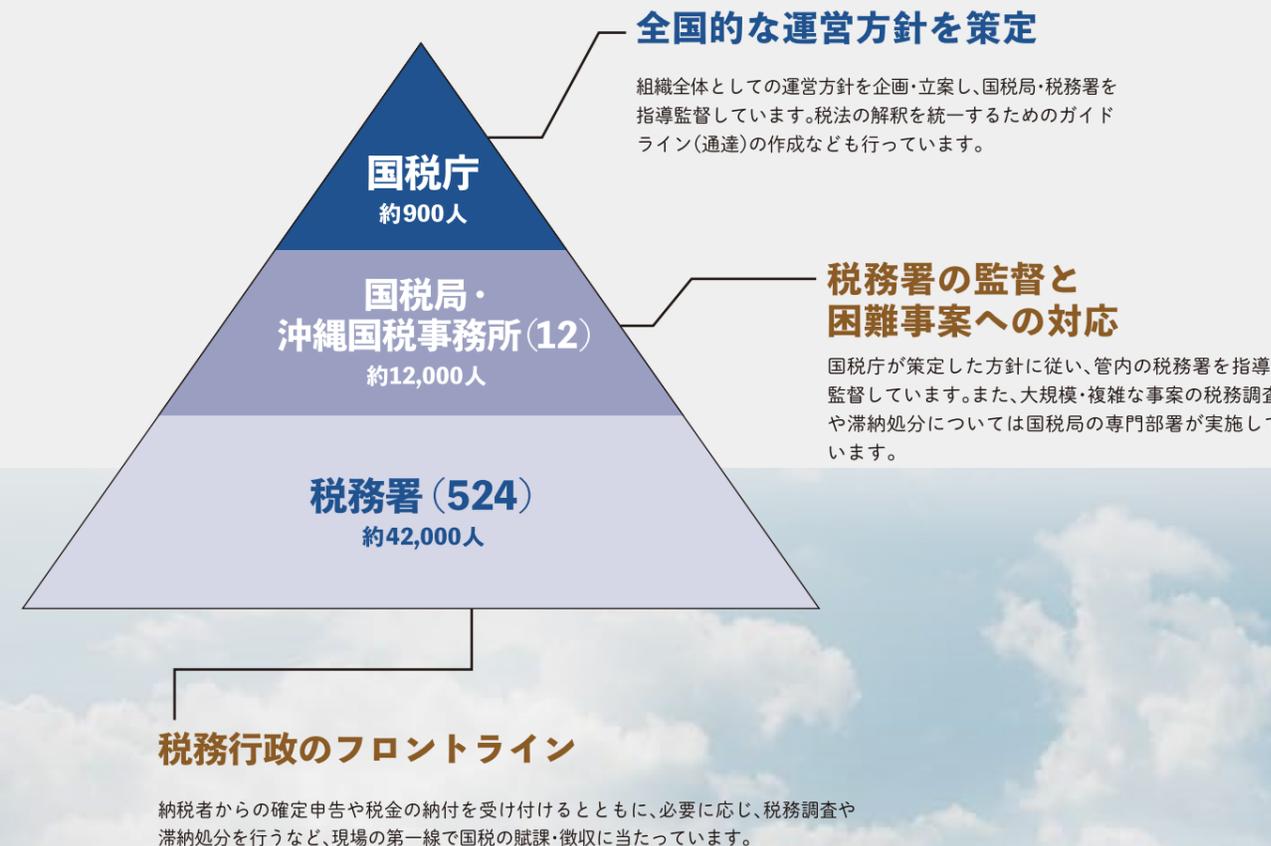
大企業に対する税務調査や、悪質な脱税者に対する査察調査について、国税局を指導・監督する。

- 調査課
- 国際調査管理官
- 査察課

## 総合職採用者に求められるもの

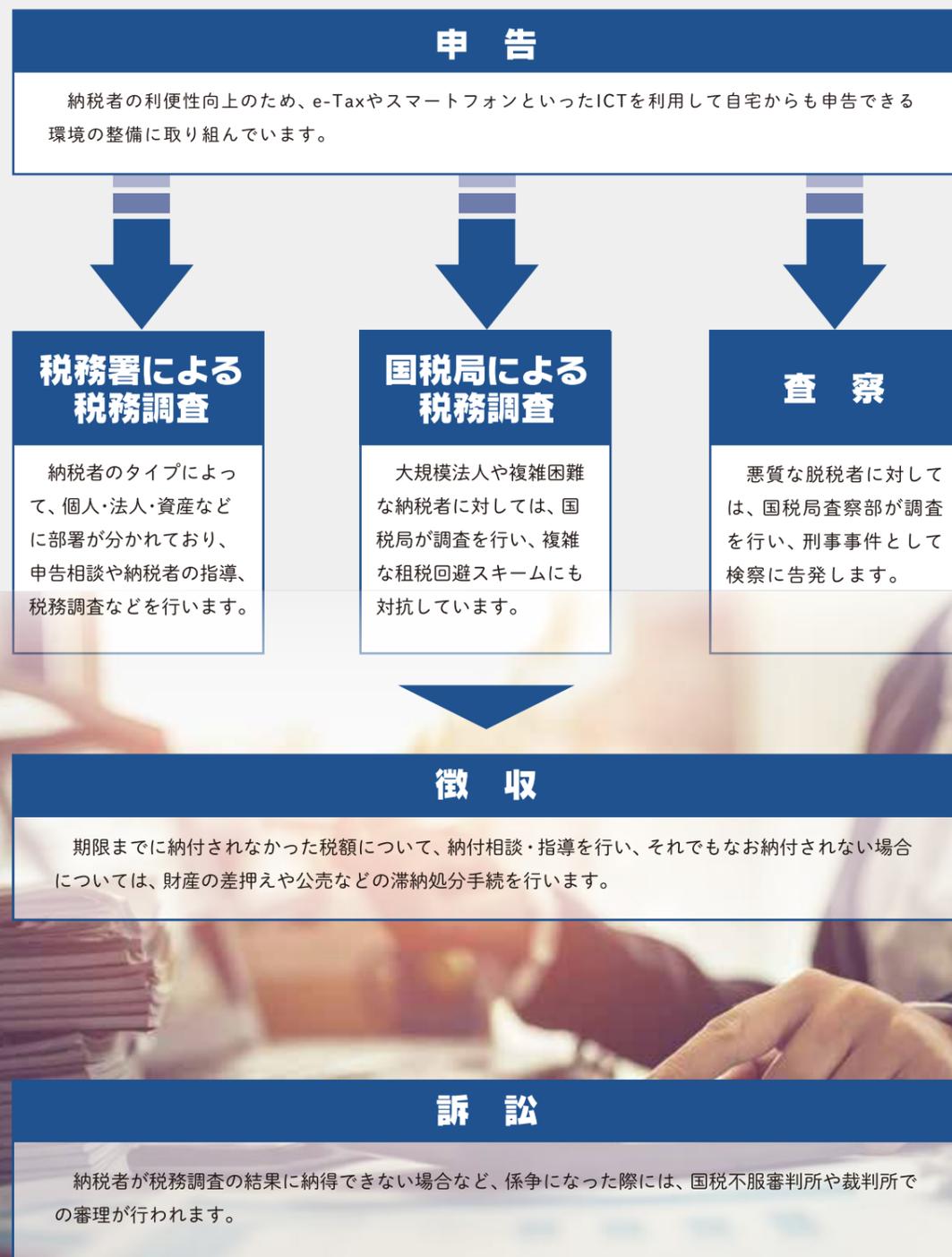
国税庁の総合職職員には、税のプロとして、税務行政と税制の企画・立案の中核を担う役割が求められます。税は、税法だけでなく、民法などの様々な関係法令の知識や、実際に起こっている経済活動への理解など、幅広い知識と視野が必要とされます。そのため、国税庁総合職職員は、日ごろからアンテナを高くし、現場の声に耳を傾けながら、幅広い経験を積むことが求められます。また、国民に対して税務行政の説明責任を果たすと同時に、5万人以上から成る組織を率いるリーダーシップを発揮することも必要です。

そのため、国税庁総合職として採用されると、霞が関にある国税庁本庁での勤務のほかに、全国の国税局・税務署での勤務、他省庁への出向、海外留学・在外公館への赴任など、税の専門性を高めつつ、幅広いフィールドで活躍することになります。



# 納税までの流れ

我が国の税制では、納税者が所得や税額を自ら計算し、納付するという「申告納税制度」が基本とされています。国税庁は、申告納税制度を円滑に機能させるべく、納税者の手助けをするための様々なサービスを提供しています。また、適正な申告を行った納税者に不公平感を与えないよう一部の悪質な納税者に対しては厳正な対応を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる取組も推進しています。



# 電子申告の普及



## ある2月の朝

「所得税確定申告書4件が流出」「国税庁のホームページに欠陥」—こうした文言が全国紙の見出しを飾りました。国税庁HPを利用して申告用データを作成した利用者が申告書を印刷したところ、一部の欄に他人の情報が記載されていたという事象が発生したのです。報道自体は予期していた私も、その取扱いの大きさに衝撃を受けました。「これほど問題視された以上、このサービスを続けてよいものか」悩みながら出勤の支度をしていった私の耳に、情報番組のキャスターの声が入ってきました。「高齢者や妊婦が、この寒い時期に遠くの税務署に行くのは大変な負担だが、このサービスのおかげで自宅に居ながら申告書が作れるようになった。これくらいのトラブルでへこたれるな、頑張れ国税庁！」



## e-Taxを普及させるために

「確定申告書等作成コーナー」は、入念なテストを経て1週間後に再開、それから約15年後の現在では年間1000万人もの申告者に利用されています。さらに、その利用者の半数以上は、印刷した書面ではなく電子データで申告書を提出、つまりe-Tax（電子申告）を利用しています。

私は、そのe-Taxの普及担当として、スマートフォンを用いた所得税申告の拡充や財務諸表を含めた法人税申告の完全電子化などに取り組んでいます。e-Taxは、税務申告の利便性を高めるのみならず、税務行政の効率化・高度化にもつながります。その普及の鍵は、利用者に便利かつ安心してご利用いただけること、言い換えれば、使い易さの実現とセキュリティの確保です。ただし、この2つはトレードオフの関係にあり、利用者のニーズや技術の進展に応じて最適解も変化します。そのため、私は、利用者ニーズの把握、技術面の理解や利用者に対する丁寧な説明ということを常に心がけています。

## 皆さんへの期待

手書き・固定電話が基本だった私の入庁当時から、事務処理や情報通信の環境はがらりと変わりました。指数関数的とも言われる技術発展の速度を踏まえれば、これに相当する変化が数年で起きても不思議ではありません。一方で、利用者は生身の人間です。国税庁が今後とも納税者の期待や信頼に応えていくため、「ジェネレーションZ」とも呼ばれる皆さんの構想力や行動力に大いに期待しています。



国税庁 課税部  
法人課税課課長補佐

## 竹中茉莉子

平成 18 年入庁

## 税務行政の将来像を考える

### 対象は300万

納税者は、皆さんのような個人の方だけではなく、株式会社等の法人も対象です。その数は300万を超え、広告で目にする大企業から、地域の商店街で家族経営をしている方まで多岐に渡ります。これだけ多様な納税者を対象に、申しやすい環境を整える一方、税金を逃れる悪質な法人に対する税務調査の方針を定める部署が、国税庁法人課税課です。

### 変わりゆく環境変化をとらえて

申告時の環境整備の一つとして、例えば、申告手続きのデジタル化が挙げられます。「お役所仕事は紙媒体が多い。」とか、「電子申告の使い勝手がイマイチだ。」との厳しいご意見を頂くこともあります。そのような意見を大切に、どのような改善策を講じれば納税者の利便性が向上するのか、日々、頭を悩ませています。

### 申告手続きのデジタル化の推進（法人の皆様向け）

**未来像の実現に向けて（最近の取組）**

納税者の皆様が法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう、デジタル化の推進環境の整備に取り組んでいます。  
※平成30年度税制改正により、大企業については法人税等の電子申告が義務付けられました。  
【平成32（2020）年4月以降の申告】（詳細は別添付資料をご覧ください）

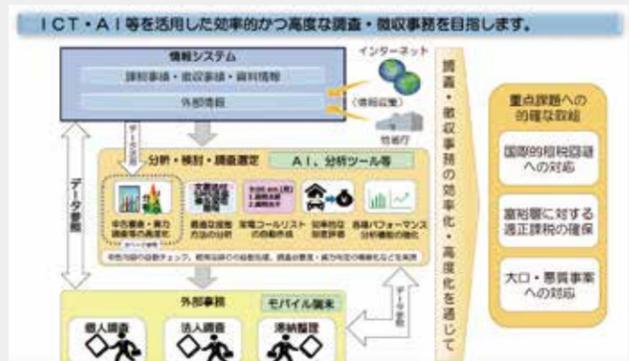
- 記帳手続きを簡便化します！**  
○ 法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化【平成30年4月以降の申告】【取組担当】
- 提出情報等のスリム化を進めます！**  
○ イメージデータで送付された添付書類の格納率の保存不要化【平成30年4月以降の申告等】【取組担当】
- データ形式を柔軟化します！**  
○ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【平成31年4月以降の申告】【取組担当】  
（※財務諸表等については、データ取得の利便性の観点からデータ形式を柔軟化【平成32（2020）年4月以降の申告】）
- 提出方法の拡充を進めます！**  
○ e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以降の申告】  
○ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【平成32（2020）年4月以降の申告】
- 提出先の一元化（ワンストップ）を進めます！**  
○ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【平成32（2020）年4月以降の申告】【取組担当】  
○ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の推進【平成32（2020）年3月以降の申告】

また、申告水準を高めるためには、意図的に税金を逃れようとする納税者に是正を求めることも必要不可欠です。近年、取引形態や決済手段が多様化したことで、国税当局側も変化を求められています。かつては店舗やモノがあり、地元の顧客に現金で商売していたものが、今ではネット取引や、複数の決済手段が当たり前です。つまり、今までと同じ調査が通用しない分野が出てきたのです。この対策として、今まで以上にICTを活用し、様々な情報を多角的に分析し、潜在する不正取引の把握に努めていますが、今後も、この取組みを更に加速化させていく必要性を感じています。

### 皆さんへのメッセージ

私達の仕事は、変わりゆく社会の変化をとらえ、新たな課題にチャレンジしていくことが求められます。こうしたチャレンジを楽しみ、より良い税務行政と一緒に作っていただける方をお待ちしています。

### 調査・徴収事務でのICT・AI等活用のイメージ



国税庁 課税部  
消費税室課長補佐

## 齋藤 保人

平成 20 年入庁

## 課題の多い消費税室

### 国税庁消費税室

消費税は、一般会計の歳入の18%を占め（平成30年度一般会計予算ベース）、基幹税として重要な役割を担っています。今後、消費税率の引上げや軽減税率制度の実施、さらにはインボイス制度の導入など大きな転換期にあり、ますます重要性が増えています。

これらへの対応（納税者の方々の制度の理解を深める、制度開始後の国税庁の事務運営の方針を決めていく等）が正に皆さんが「消費税室」と聞いて想像する仕事だと思います。

### 国税庁における観光立国の推進！？

前述の対応については、重要ではありますが別の機会と他の先輩・後輩の方々にお任せし、ここでは私が担当する輸出物品販売場制度について紹介します。実は、国税庁でも、この制度を通じて観光立国推進の一翼を担っています。



皆さんもよく街中で「免税 (Tax Free)」という看板を見かけるといいます。この制度は税務署長の許可を受けた事業者が、一定の手続の下で、外国人旅行者に消費税を免税で物品を販売することができる制度です。また、現在は、より利便性を向上させるため、この「一定の手続」を電子化するためのシステム開発を行っています。

また、本来の制度趣旨から外れ、制度を悪用し、課税を逃れようとする人達には当然厳正に対処しなければなりません。制度の適正な運用のため、国税庁の方針を決め、現場に指示することも大切な仕事の一つです。

### 新税、国際観光旅客税の創設への対応

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため、国際観光旅客税が創設されました。この独立した税としては27年ぶりの新税への対応も私の業務の一つです。

詳細はこの紙面には書ききれなかったので、家（大学）でパンフレットなんて見てないで、一度は説明会に来てください。

国税庁 調査査察部  
調査課 国際調査管理官

## 安井 欧貴

平成9年入庁

## 国際課税というミッション

### 国際協調と調査の現場をつなぐ

国際課税は企業のグローバル・ビジネスを対象とするもので、ビジネスに国境が無くなるなか、税務調査は国外で行うことができないため、国際課税の分野で適正公平な課税を確保することには多くの困難が伴います。この困難を克服すべく私たちは人や組織を動かすわけですが、そのフィールドは国税局の調査の現場から国際会議の議論の場まで、幅広いものになります。

例えば、数年前、多国籍企業が世界規模でアグレッシブなタックスプランニングを展開することによる“BEPS”（ベップス：Base Erosion and Profit Shifting [税源浸食と利益移転]—多国籍企業が各国で多額の利益を上げながらどの国にも相応の納税をしていない問題—）が各国で認識されるようになり、国際的に対応策が議論されたのですが、この議論の過程においては日本の課税権や国益を確保することも念頭に各国の税務当局者と協議をし、合意が実現した現在は日本の調査の現場におけるその履行に責任を負っています。



### 議論の対象となる判断を担う

スマホにダウンロードして音楽を聴いたりゲームをするとき、配信（販売）しているのが外国の法人であればその法人は日本で消費税の申告義務があります。こうした外国法人を調査するのも国際課税の一面ですし、また、日本の大企業がグローバルに展開するビジネスについて、親子間や子会社間で行われるグループ内取引を調査するのも国際課税の重要な一面です。

国際課税が経済・社会に及ぼす影響が大きいため、その制度や執行は多くの実務家やコンサルタントに注目され、学者の研究対象にもなっています。国税庁の方針として自分が判断することが多くの人たちの関心や分析の対象となるという立場には大きな責任が伴い、こうした責任を担っていくことはキャリアを賭す場としてやりがいのある環境だと感じます。

志高く次世代の日本を担う皆さんの入庁を心から期待しています。

国税庁 調査査察部  
査察課課長補佐（総括）

## 下野 哲史

平成11年入庁

## 巨悪は眠らせない

### 査察（マルサ）とは

査察（マルサ）の任務は、悪質な脱税者に対して、裁判所の許可状に基づき、捜索・差押えなどの強制調査を行い、検察官に告発し、その刑事責任を追及することである。

全国の国税局査察部には約1,500名の査察官が在籍し、法務・検察当局との緊密な連携の下、申告納税制度の「最後の砦」として、課税の公平性を担保する役割を果たしてきた。国税庁査察課は、その司令塔として、国税局査察部が手がける事件の執行を指導・監督する。

### 現場の「使命感」

国税局査察部の現場においては、テレビ、新聞・雑誌などの一般情報や部外情報（いわゆるタレコミ）、犯罪収益移転防止法に基づいて警察庁から入手する取引情報など、日夜あらゆる情報を収集し、その分析を行っている。

膨大な資料・情報の「海」の中から、脱税の嫌疑が浮かび上がれば、尾行や張り込みなどの内偵調査を行い、脱税の嫌疑が固まると、資金の流れなどを解明するため、裁判所の許可状に基づき強制調査を行うことになる。この強制調査は、複数の関係箇所を一齐に捜索するため、着手当日に100名以上の査察官を一齐に投入することもある。

差し押さえた証拠物件は、丹念に精査され、査察官は証拠を基に嫌疑者を追及する。現場査察官たちの日々の奮闘は、華々しいメディア報道の影で伝えられることはないが、彼らの地道な作業の積み重ねによって事件の全容が次第に明らかになっていく。

複雑かつ困難な事件ともなれば、内偵から告発まで2~3年

の期間を要することもあるが、査察官を支えるのは、「巨悪は眠らせない」という強い「使命感」と熱い「正義感」に他ならない。

### ヘッドクォーターとして

マルサの現場で長年にわたり培ってきた伝統的な調査手法に頼るだけでは、近年急速に進む脱税事件の国際化やICT化には対応できない。

国税庁査察課では、租税条約に基づく海外当局との情報交換によって外国口座情報などを入手したり、証拠保全の基本とされるPC・スマホの削除データ復元などのために最先端の情報解析機材の導入などを進めてきたが、時代の変化に対応できる新しい法制度のあり方について中長期的な視点から検討していくことも必要である。

国税庁で働くということは、自らの経験や知見を生かして知恵を絞り、「ヘッドクォーターとして、現場をどのように支えていくのか」ということでもある。

マルサの現場に底流する強い「使命感」と熱い「正義感」に少しでも関心を持って頂けたなら、国税庁の門を叩いてください。限りなく広大なフィールドが皆さんを待っています。





国税庁 徴収部 徴収課  
特別調査係

## 金光 晴香

平成 29 年入庁

## 公平性の確保のために

### 国税庁徴収課の役割とは

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。滞納となった国税は、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、国税局や税務署において早期の着手・保全に努めています。

国税庁徴収部徴収課は、全国の国税局や税務署が行う滞納国税の徴収に関する事務の指導や施策の企画・立案などの業務を担当しています。

### 係員、日々の業務。

公売という制度をご存知でしょうか。公売は、差し押さえた財産を強制的に売却して、その代金を納税に充てるという制度です。現在私は、民間のオークションサイトを活用した「インターネット公売」に関する業務を担当しています。

公売は、滞納者の意思にかかわらず売却するものであり、一連の手に高度の適正性が求められます。このため、売却に至るまでのプロセスは国税局や税務署の地道で確実な手続の積み重ねです。私は、インターネット公売に関する資料の記者への発信や参加者・職員の声を取り入れて利用しやすい環境を整備する、といった取り組みをしていますが、より効果的・効率的に実施する方法がほかにないか、日々、思いを巡らせています。

### 総合職の魅力

入庁1年目は海外の税務当局へのヒアリングを通じた外国の税務執行体制の調査を担当していました。短いスパンで専門領域が全く異なる部署へ異動することは、初めての業務に対する戸惑いや自分の経験・勉強不足を痛感し、苦労も多いですが、異動先において様々な業務や異なる立場を経験し、多くの人と出会い、自分自身を成長させることができることは、総合職の魅力の1つだと思います。皆さんとの出会いを楽しみにしています。



国税庁課税部審理室（兼）  
法務省訟務局租税訟務課

## 吉岡 鮎美

平成 27 年入庁

## 課税の終着点である 税務訴訟とは

### 税務訴訟はチーム戦！

報道だけでなく、ドラマや映画の題材としても話題になる「訴訟」。実は、個人や会社だけでなく国（法務大臣）も当事者になります。しかし、無数の訴訟がある中、法務大臣は1人です。そこで、国の「指定代理人」が代わりに法廷に立ち、訴訟手続を進めています。

課税処分や徴収手続がされ、納税者がそれを法廷で争う場合には、税のスペシャリストである私たち国税職員と、訴訟担当の法務省職員が1つの「指定代理人」チームを組みます。税務訴訟の複雑化・多様化が進む中で、現場の国税職員による課税判断の正当性を主張し、課税処分等の適法性を立証するため、チーム一丸となって日々奮闘しています。

私は現在、法務省職員の立場から、裁判所への出廷や書面作成だけでなく、全国の様々な税務訴訟事件について、国税庁と協議を行いながら、訴訟追行の方針や法令解釈等に対する指導を訴訟担当者へ行っています。

### 行政のコンプライアンス機能を強化 ～予防司法支援制度～

国を当事者とする訴訟は、結果によって、我が国の行政、政治、経済等にも影響を及ぼします。そのため、紛争を「未然に防ぐ」ということも重要です。

各府省庁が、これから立案・実行する施策や、行政機関による処分等に関する法律上の問題について、事前に検証し、法務省へ意見照会をすることで、紛争が未然に防止され、ひいては政府全体のコンプライアンス機能の強化にもつながります。この事前の意見照会制度を、「予防司法支援制度」といいます。

国税庁も、課税処分等に係る法律上の問題ばかりではなく、新しい制度の創設に関する法令解釈について意見照会を行うことがあります。その場合、法務省としての法的見解を考え、助言をすることで、結果的に外の立場から国税庁の施策にも携わることとなり、税務行政の広いつながりを感じます。

今後も、国税庁総合職員として、多角的な視点やリーガルマインドを修養するため、勉強の日々が続きます。

**審理室** 国税に関する法令の解釈・適用や、不服申立て、訴訟に関する事務を担当するセクションです。課税訴訟について、法令解釈や訴訟維持などの観点から、対応方針の検討・指示を行います。近年は、租税回避や複雑な国際取引に関する事件などの大型・困難な事案が増加しており、税法の解釈や適用、訴訟の場面における税務分野の専門家の役割が重要となっています。

**国税不服審判所** 国税庁の特別機関として、執行機関である国税局や税務署から分離された第三者的機関として設置されています。国税不服審判所は、税務調査の結果に納得できず、不服申立てを行った納税者と原処分庁（税務署長や国税局長など）の双方の主張を聞き、必要があれば自ら調査に行き、公正な立場で審理をした上で、税金の賦課・徴収の処分を取り消すかどうかの裁決を行います。裁決は、行政部内の最終判断であり、原処分庁は、これに不服があっても訴訟を提起することはできません。

# キャリアステップ

国税庁の最大の資産は人材です。国税庁総合職職員は、約1年～2年毎の異動を経験し、税務の様々な側面を理解しながら、キャリアアップしていきます。総合職職員は、若いうちから責任ある仕事を任せられ、自分が練り上げた施策が実現していく様子を見ることになります。

## 1～3年目 係員

国税庁職員として基本的な知識・能力を取得する。また、税務行政の現場で、調査・徴収等の実務を経験する。

## 4～6年目 係長・留学

係のマネジメントを行う。また、留学を経験し、語学・税法等の高度な知識を習得する。

## 7年目～ 課長補佐

行政の最前線に立ち、税務行政の企画・立案に主体的に携わる。

係長・係員



課長補佐



留学



国税局部長



企画官



本庁課長



国税局長



# 若手職員の日

正しい申告を行うためには、正しい記帳をしなければなりません。現在、担当している業務の一つが、正しい記帳のサポートをする制度作りです。また、国税庁では、税に関する情報が納税者の皆様に分かりやすく的確に伝わるよう、外部の民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。このような外部団体との窓口を担当していることもあり、様々な団体の行事に呼ばれますが、税の正しい知識の普及のために尽力くださる会員の方々の熱い思いに感化されながら業務に取り組んでいます。

国税庁は税を一本柱に、さまざまな業務があります。少しでも興味を持たれた方は是非国税庁の門を叩いてみて下さい。



## 登庁

通勤中は音楽を聴いたり、新聞・本を読んだりして過ごすことが多いです。また、天気の良い日は一駅分歩いたりするなど積極的に運動するよう心がけています。



## 昼休み

自席で食べる日も多いですが、この日は職場近くのお店へランチに行きました。職場の周りにはおいしいお店がたくさんあります！



## 打合せ①

人数が少ない係であるため、係長と係員で担当分野を決めて、分担しながら業務を進めています。

とはいえ、係としての判断の責任は係長にありますし、他部署や外部からの問合せは担当分野に関わらず

状況に応じて対応しており、また現在の状況や今後の方向性については、普段から積極的に情報共有や相談をしつつ、協力しながら取り組んでいます。



## 外部との打合せ

申告納税制度は、納税者の皆様に納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが不可欠であることから、国税庁においては、記帳の仕方や制度についての説明会を開催するなど、納税者サービスの向上を目指した各種施策に取り組んでいます。

これらの施策のなかには、外部の団体や他省庁の協力を得ながら実施するものも多いため、関係機関や団体に対して協力を依頼することも重要な業務の一つとなっています。また、これらの機会を通じて外部の意見を得ることは、新しい視点から施策を考える契機としても重要です。



## 退庁

忙しい時期は遅くまで残るときもありますが、予定がある日は定時に退庁してアフター6を謳歌します！

国税庁 課税部 個人課税課 係長

二見 智子

平成 27 年入庁

## TIMELINE

現在、政府全体で「行政からの生産性革命」として、行政手続の簡素化に向けた取組みが進められており、政府の各種会議体のみならず、国税庁内においても様々な検討が行われています。私は、これらの規制改革に向けた様々な取組みについての個人課税課内の取りまとめを主に担当しています。

税法や経理事務のみならず、ICTに関する知識が必要となる局面も多く、いずれの面でも自身の経験や知識不足を痛感する日々ですが、経験豊富な周囲の方々に助けていただきながら、担当業務に取り組んでいます。

職業選択にあたっては悩むことも多いかと思いますが、説明会等の場を利用して、積極的に情報収集をしてみてください。その答えとして、国税庁を選んできたのであれば大変嬉しく思います。



## 執務室にてメールチェック、電話対応

毎朝、メールチェックとスケジュール管理から一日が始まります。また、日中は関係者と頻りに電話連絡をとり、様々な方から意見を聞きながら調整を行い、業務を進めていきます。



## 資料準備

関係する法令や通達、過去の類似の事例等を参照しながら業務を進めていきます。

一方で、過去に類似の事例があるものばかりではなく、一から検討を行う必要がある新規の案件も多いため、最新の状況や事例に即した柔軟な検討も欠かせません。



## 打合せ②

係内で完結する業務のみならず、庁内各課や課内の他係等、関係する部署が多岐にわたる一方で専門性が高い業務も多いため、関係部署と十分なコミュニケーションを図ることが重要になります。困難な案件でも、関係部署との打合せを通して法令面やシステム面等、様々な観点からの検討を行うことで、係内だけの検討では気づかなかったアプローチからの解決策を見出せることもあるため、とても大切な場となっています。



## 上司への説明

係の業務に関する最終判断は課長や課長補佐が行うことになるため、係としての案が固まり次第、説明を行い、指示を受けながら業務を進めていきます。課長や課長補佐は、複数の係にまたがった幅広い案件を抱えることになるため、裏付けとなるデータや資料等も準備した上で、わかりやすく、過不足のない説明を行うことを担当者として心掛けています。

国税庁 課税部 個人課税課 係員

加藤 守朗

平成 29 年入庁

世界とつながるために



ロンドン大学  
クイーン・メアリー校

**小沢百々子**

H24.4 国税庁 長官官房 人事課  
H25.7 国税庁 課税部 審理室  
H26.7 名古屋西署 国税調査官  
H27.7 財務省 主税局 調査課  
外国調査第二係長  
H29.7 国税庁 長官官房 企画課  
企画第一係長  
H30.7 国税庁 長官官房付  
(ロンドン大学クイーン・メアリー校)

“Kampai” to the world.



国税庁 課税部 酒税課  
課長補佐

**永原 惟**

H22.4 国税庁 長官官房 広報広聴官付  
H23.4 国税庁 徴収部 徴収課  
H24.7 東住吉署 国税調査官  
H25.7 国税庁 調査査察部 調査課  
国際情報第一係長  
H26.5 国税庁 課税部 課税総括課 企画係長  
H27.7 国税庁 課税部 個人課税課  
審理第二係長  
H28.7 内閣府 地方創生推進室 参事官補佐  
H29.3 国税庁 長官官房 法人番号管理室  
課長補佐  
H30.7 国税庁 課税部 酒税課 課長補佐



ヨーロッパの中心で税を学ぶ

観光客で賑わう大英博物館のすぐ近く、ロンドンでも屈指の繁華街に、私の通うロンドン大学クイーン・メアリー校のロースクールはあります。私はそこで税法を専攻し、主に国際課税について学んでいます。国際課税の分野は日々進歩しており、授業は難解ですが、取り上げられるトピックはどれも非常に興味深いです。大学の雰囲気はかなり国際的です。ヨーロッパは勿論、メキシコ、インド、マレーシア、パキスタン・・・様々な国から留学生が集まっています。彼らは教室で、時には大学近くのパブでエールとフィッシュアンドチップスを片手に、自国の税制について熱く意見を交わします。

留学したからこそ分かること

国税庁からの留学生として、日本の税制について聞かれる機会も多いのですが、これまでの配属先での経験が役立っています。私の場合、税務訴訟を扱う部署や諸外国の税制を比較調査する部署にいた経験をベースに、様々な国の学生や教授と話をすることで、税に対する理解がより深まるように感じます（同時に自分の英語力のなさも痛感しますが）。また、彼らと話して、日本との制度設計思想の違いに驚くことも多々あります。

こうした気づきを得られることも留学のメリットであり、帰国後の職務に生かせればと思っています。

留学のススメ

留学のもう一つのメリットは、現地の空気に長期間触れられることです。休日にはあちこちを訪問してヨーロッパの歴史の一端に触れ、彼らの考え方のバックグラウンドを知る。これは税の世界だけでなく、今後国際的に仕事をしていく上でも重要な経験になると思います。

国税庁では、多くの職員が海外留学に派遣されています。国税庁に興味を持って下さる皆さんが、留学にも興味を持っていただければ嬉しいです。



“Kampai” to the world.

同僚と仕事について熱く議論を交わすとき、友人と土日の旅行先の相談をするとき、家族と将来の話をするとき——思い返せば私のそばにはいつもおいしいお酒があった。

お酒が飲めるようになって10年近く、身近な人たちとたくさんの「乾杯」を重ねてきたが、今の私の仕事は、世界に向けて「乾杯」することだ。

日本産酒類の競争力強化・海外展開の推進

国税庁は、その使命のひとつでもある「酒類業の健全な発達」を目指し、また、政府全体の取組であるクールジャパン推進の一環として、日本酒や焼酎・泡盛、日本ワイン、ウイスキーなどの日本産酒類輸出拡大に向けた取組を進めている。例えば、フランスやイギリスでのPRイベント、ドイツでのビジネスマッチング。日本産酒類の輸出促進のために、海外ではどんな日本酒や日本ワインが好まれるのか、焼酎や泡盛をカクテルにして試してもらうなど、あらゆる角度からのアプローチを行う。

そのほか、各国要人やプレスが集まる機会を活用した情報発信や、海外の酒類専門家の招聘、さらには、各種国際交渉の機会を通じて、輸入関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本産酒類

の地理的表示の保護を求めるといった取組みも重要な業務のひとつである。

変わること、変わらないもの

入庁9年目、課長補佐3年目、酒税課1年目。毎年変わっていく業務内容の中で、どの部署にいても、どこに出向していても、国を支える税に携わっていることを忘れずに、でも、いつでも新しい視点で、そのときできる一番の仕事をしたい。

みなさんの輝かしい未来の選択肢に国税庁が加わり、いつか同僚として、おいしいお酒を囲みながら（お酒なしでも）、議論が交わされる日を夢見て——乾杯！





国税庁 課税部  
課税総括課 国際課税企画官

## 中島 格志

- H7.4 国税庁 長官官房 人事課
- H8.7 関東信越国税局 調査査察部 国税調査官
- H9.7 関東信越国税局 課税第一部 所得税課 国税実査官
- H11.7 国税庁 課税部 法人税課 係長
- H13.7 国税庁 課税部 課税総括課 係長
- H15.7 在フランス日本国大使館 二等書記官
- H18.7 財務省 主税局 税制第一課 課長補佐
- H21.7 財務省 主税局 参事官室 課長補佐
- H24.7 国税庁 徴収部 徴収課 課長補佐
- H25.7 国税庁 長官官房 企画課 課長補佐
- H27.7 東京国税局 調査第一部 次長
- H29.7 国税庁 課税部 課税総括課 国際課税企画官

考える細胞であれ



### 国際課税企画官の仕事とは？

数年前に巷間話題となった「パナマ文書」のことを覚えていますか？各国の企業や資産家による、タックスヘイブンを利用した税逃れの一端が世界中で大きく報道されましたが、これによって我が国でも、それまであまり一般には馴染みのなかった、企業やいわゆる富裕層の国際的な租税回避は、広く国民的な関心を呼びました。こうした中で国税庁では、2016年に「国際戦略トータルプラン」を策定・公表し、企業や富裕層の国際的な経済活動に課税上の問題はないか、情報の収集・分析と、積極的な税務調査の実施に取り組んでいます。

国税当局は非常に巨大な組織で、大企業から中小企業、富裕層、一般的な個人まで様々な層の納税者や税目を扱うそれぞれの部署が役割を分担していますが、国際課税企画官は、それらの部署が国際化や富裕層という切り口で施策を展開していく上で、組織の垣根を越えた全体としての取組方針を企画する、いわば司令塔として2017年に設置されました。

私はその初代に当たりますが、具体的には、課税部各課における事務運営方針の総合調整や、全国の国税局が担う富裕層の管理や税務調査の実施に対し、指導・監督を行っています。

### 「企画官」に求められるものとは？

一言でいうのはとても難しいですが、いうなれば、「やりたいこと」、「やれること」、「やるべきこと」の重なりを見出すことが求められていると思います。

常に変貌する経済社会に対応して様々な施策を企画するに当たっては、この3つのどれが欠けてもうまくいきません。

「やりたい」だけでは独善的な組織の論理に過ぎませんし、「やれる」だけでは味気ないですし、「やるべき」だけでは窮屈です。組織全体で使命感をもって持続的に取り組んだ施策が、真に日本社会を支える結果となるのか、この3つの視点から考えるようにしています。

### 入庁23年目にして気付いた国税庁の魅力は？

国税庁は、それ自体が一つの巨大な生き物のようです。それぞれの部署が臓器のごとく与えられた役割を十全に発揮しながら、日々の激しい環境変化の中で新陳代謝を繰り返し、10年もすれば別人のように変貌することもある一方で、持って生まれた使命は今も変わりありません。生物としての動的平衡が、そこにはあります。

入庁から23年たった今も、私はその巨大生物の一細胞に過ぎませんが、決して無機質な歯車ではありません。なぜなら、そうした細胞の一つ一つには、プロフェッショナリズムに裏付けられた高い問題意識と「志」が宿っているからです。それらがいつしか大きな一つのうねりとなって、重厚なダイナミズムを組織全体にもたらすときは、「細胞」冥利に尽きる瞬間です。



世界経済のダイナミズムのなかで

国税庁 長官官房 国際業務課長

## 古川 勇人

- |                              |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| S61.4 国税庁 長官官房 国際業務課         | H14.7 国税庁 長官官房 国際業務課 課長補佐 |
| S62.7 東京国税局 調査第二部 国税調査官      | H16.7 東京国税局 国際監理官         |
| H1.7 関東信越国税局 実査官             | H18.7 国税庁 国際企画官           |
| H2.7 国税庁 長官官房付 (米シラキュース大大学院) | H21.7 大阪国税局 調査第二部長        |
| H4.7 国税庁 長官官房 企画課 調査係長       | H22.7 大阪国税局 調査第一部長        |
| H5.7 秋田北税務署長                 | H23.7 財務省 文書課政策評価室長       |
| H6.7 大蔵省 証券企業財務 課長補佐         | H24.7 広島国税局 総務部長          |
| H8.7 札幌国税局 総務部 総務課長          | H25.7 税務大学校 研究部長          |
| H9.7 税務大学校 研究部教授             | H26.4 早稲田大学大学院教授          |
| H10.7 東京国税局 調査第一部 国際情報課長     | H29.4 東京国税不服審判所 部長審判官     |
| H12.7 国税庁 長官官房 相互協議室 課長補佐    | H29.7 国税庁 長官官房 国際業務課長     |

### 国際協調の流れの加速

ボーダーレス化の進展、デジタル化の拡大など、経済がダイナミックに変化するなか、税務行政もダイナミックに動いています。特に重要なのは、各国との国際協調の流れが加速しているということです。OECDなどの国際的なフォーラムでは、国際協調を一層進めるため、様々な施策を打ち出しており、今も新たな施策についての議論が多角的に進められています。各国での税務行政の進め方がOECDなどでの議論と関連するということが、様々な面で格段に強まっているということです。

### 国際的な合意形成の難しさ

OECDなどで施策を打ち出すためには、国際的な合意が必要になります。しかし、「国際協調が重要」との総論では一致しても、具体的にどう進めるかとの各論での合意は決して容易ではありません。例えば、先進国と途上国間で意見集約が難しいといったことが起きます。このようななか、国税庁として、議論に積極的に参加し、日本の考えをしっかりと主張しなければならないわけですが、国際社会での日本の立場を考えれば、合意形成を促すことも意識したスタンスで臨む必要があると考えています。

### 職場で自由闊達に議論

国際業務課長として、このような考えで、国際会議への出席、各国との連絡調整などに当たっています。その際に意識しているのは、国内での議論をしっかりとやるということです。課内、また、国税庁内関係課、財務省などとの間で、色々な視点、立場から議論することで、国際的にも通用するスタンスが定まると考えています。そのため、職員の多様性を大切に、自由闊達な議論が行われるように注意しています。これは、職員それぞれの役割が非常に重要であるということです。皆さんにとり、大変さもありますが、その大変さが大きなやりがいになる職場です。





変わらない目的  
に向かって

東京国税局 課税第一部長

**山下 和博**

- |                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| H3.4 国税庁 長官官房 人事課           | H17.7 三島税務署長             |
| H4.7 東京国税局 調査第二部調査官         | H18.7 大阪国税局 個人課税課長       |
| H5.7 名古屋国税局 調査部調査官          | H19.7 国税庁 課税部 個人課税課 課長補佐 |
| H6.7 国税庁 法人課税実査官            | H20.7 国税庁 課税部 課税総括課 課長補佐 |
| H7.7 大蔵省 主計局 法規課係長          | H22.7 東京国税局 査察部 次長       |
| H9.7 国税庁 所得税課 係長            | H23.7 福岡国税局 調査査察部長       |
| H9.11 国税庁 長官官房付兼大蔵省銀行局保険第一課 | H24.7 福岡国税局 課税第二部長       |
| H10.7 国税庁 管理課補佐             | H25.7 財務省 主税局 税制一課企画官    |
| H11.7 関東信越国税局 徴収部統括官        | H27.7 国税庁 課税部 課税企画官      |
| H13.6 国税庁 長官官房付 (ハーバード大)    | H29.7 東京国税局 徴収部長         |
| H14.7 財務省 主税局 税制第一課 課長補佐    | H30.7 現職                 |

## 国税局の部長として

東京国税局課税第一部は、主に所得税や相続税といった個人に関する税の執行を担当する部です。全国の約3割の納税者を国税局・税務署合わせて約4,500人の職員で担当しています。国税局は、管内の税務署に対して税務調査の方針や確定申告の取組を指示する部署です。全国に占める割合からみても、東京国税局での取組の成否が日本の税務行政に大きな影響を与えるとんでも過言ではありません。

数年前に公開された「パナマ文書」では、富裕層の国際的な租税回避が注目されました。また、仮想通貨で大金を稼いだ、いわゆる「億り人」という言葉も有名になりました。しかし、それらの話題も、既に「昔の話」と感じるほど経済・社会の動きは急速です。経済のあるところには必ず税の問題が付いてきます。世の中の流れに付いていけないようでは、税務行政は行えません。だから、常に変革が求められます。



国税の仕事は、納税者と接する税務署や国税局の現場が主役です。その現場の力が120%発揮できるようにする必要があります。そのためには、まずは現場を見て、意見を聞き、そして議論する。それらを通して、自分で考え、判断する。

仕事のやりがいは大きいですが、その分、大きな責任も付いてきます。失敗を恐れているは何もできません。その緊張感の中で仕事ができるのが、現在の仕事の醍醐味のような気がします。

## 学生へのメッセージ

国税の職員は、どの部署・どのポストであっても、最終的には「適正公平な課税の実現」という同じ目的に向かって仕事をしています。それはこれからも変わることがないでしょう。そして、このことが、この組織の強みだと感じています。また、納税者からの信頼に繋がっていると思います。このような国税庁の一員として、税という観点から、より良い社会の構築に携わってみませんか。



現場を束ねる  
指揮官として

仙台国税局長

**新井 智男**

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| S61.4 国税庁 酒税課               | H16.7 東京国税局 課税第二部長         |
| S62.7 大阪国税局 調査部調査官          | H17.7 独立行政法人 造幣局 東京支局 総務課長 |
| H1.7 国税庁 長官官房付 (貿易研修)       | H19.7 大阪国税局 課税第二部長         |
| H2.7 国税庁 長官官房 人事課主任         | H20.7 国税庁 国税企画官            |
| H3.7 国税庁 長官官房 人事課企画係長       | H22.7 関東信越国税局 課税第一部長       |
| H5.7 氏家税務署長                 | H23.7 札幌国税局 総務部長           |
| H6.7 国税庁 課税部 審理室 訟務専門官      | H24.7 東京国税局 徴収部長           |
| H7.7 大蔵省 銀行局 保険部 保険第二課 課長補佐 | H25.7 国税庁 徴収部 徴収課長         |
| H10.7 国税庁 長官官房 人事課 課長補佐     | H27.7 国税庁 課税部 法人課税課長       |
| H11.7 国税庁 課税部 酒税課 課長補佐      | H28.7 国税庁 参事官              |
| H13.7 国税庁 調査査察部 査察課 課長補佐    | H29.7 国税庁 課税部 課税総括課長       |
| H15.7 広島国税局 課税第二部長          | H30.7 現職                   |

## 国税局長として

私が国税局長を務めている仙台国税局は、東北6県にある52の税務署を管轄しています。日本全国の18%を占める広大な地域にある各税務署において、国税の申告・納付の受け付けと、税務調査や滞納整理などの課税・徴収事務を実施するとともに、大企業の税務調査や大口・悪質な脱税に対する強制調査、いわゆるマルサや、滞納金額の多い納税者に対する滞納整理などは、国税局の担当セクションが自ら行っています。

国税局長は、税務署ごとに異なる地理的状況や経済動向等を踏まえつつ、国税庁全体として目指している税務行政の方向性や重点課題に沿って、各事務が効果的・効率的に運営されているか、それを担う組織や人員配置が適切なものとなっているか幅広く目配りし、中長期的な観点も含めた組織運営の方向づけと個別の指示を行っていく必要があります。また、国税局内の各部署が担当している個別の事案等の処理・決裁に当たって、最終責任者としての確かな判断が求められます。

## これまでのキャリアを活かして

私はこれまで、国税庁の徴収課長や法人課税課長として、全国ベースの課税・徴収事務の運営に携わるとともに、課税総括課長として、仮想通貨やシェアリングエコノミーなどの税務行政上の新たな課題に取り組んできました。また、長官官房の参事官

として、ICT化やAI技術の進展等の環境変化に対応した「税務行政の将来像」の作成に関わり、概ね10年後を見据えた税務行政の在り方を考えてきました。

現在、国税局長として、約3,200名の職員とともに、より質の高い税務行政を目指して職務に取り組んでいますが、その中で、国税庁入庁以来の様々な経験が大きな糧となっていることを、日々の充実感とともに、改めて実感しています。



# 多様なフィールド

国税庁総合職職員は、税という軸（専門性）を持ちつつ、現場と制度設計とを  
行き来しながら働いています。現場において執行上の問題点を把握し、それを  
制度設計に生かし、更に制度が実際に現場でワークしているのかを確認し問題  
点を洗い出す、という働き方が求められます。これは、現場を持つ行政機関の  
強みです。

## 海外での活躍

世界各地の在外公館・国際機関で税の専門家として多くの  
人材がグローバルな活躍をしています。



## 国税局・税務署での活躍

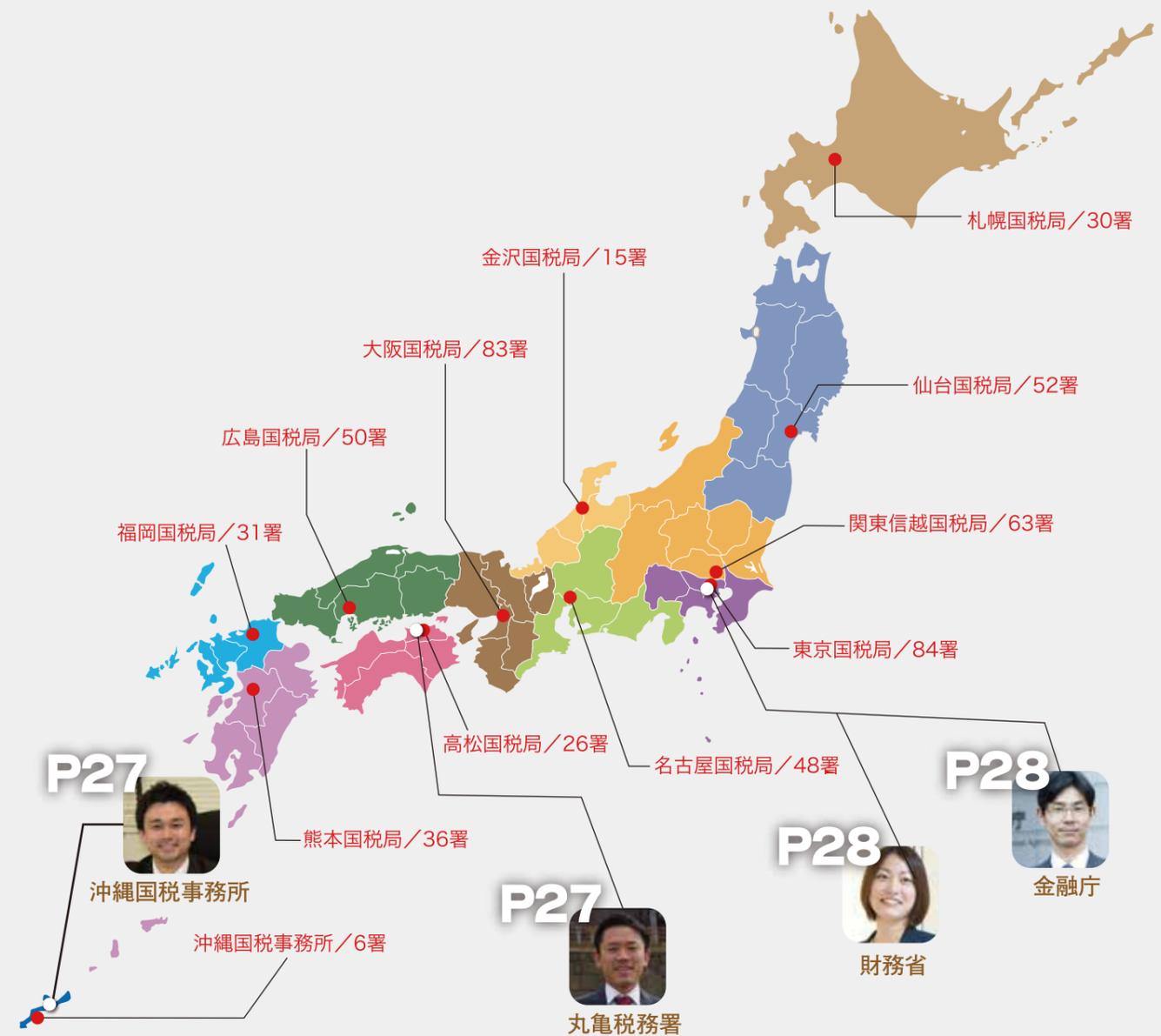
調査官・徴収官として、調査・徴収などの現場を経験します。  
また、税務署長や国税局課長などを経験しマネジメント業務に携わります。

## 他省庁・国税不服審判所での活躍

他省庁などの出向を通じ、税の専門性を様々な分野に還元すると  
ともに、行政官として成長します。

## 大学・税務大学校での活躍

実務経験だけでなく、学術的な分野でも税のプロフェッショナルとして  
活躍しています。





多様なフィールド  
CHAPTER 03

# 海外勤務職員



世界銀行  
シニアガバナンス  
スペシャリスト

## 戸谷 淳哉

平成12年入庁。米国留学、OECD代表部一等書記官、鶴岡税務署長、国税庁国際業務課課長補佐(総括)などを経て、平成30年から現職。

### 税を通じて世界を知り、世界を知りて税を知る

貧困のない世界を目指し、開発途上国の持続的成長と繁栄の共有を支援するための国際機関として世界銀行があります。私は、現在、世界銀行でこれまでの国税庁での経験を活かし、主に国際租税に係る支援業務を担当しています。世界銀行で税の仕事？と疑問に思われるかもしれませんが、世界銀行は、OECDなど他の国際機関のように税分野で積極的に活動しており、私が所属しているDomestic Resource Mobilization Unit (通称：Global Tax Team)では、多様なバックグラウンドや深い知識・広い経験を有した20名強の専門家が、税分野における技術支援のために世界中の国や地域の人々と一緒に日々仕事をしています。

税分野の技術支援といっても対象とする分野は税制から税務行政まで、日頃馴染みのある消費税といった税から移転価格や税務当局間の情報交換といった国際租税制度など幅広く、国によって求める内容は様々です。これまでの仕事や経験を通じて、税制や税務行政の多様性については認識しているつもりでしたが、日々の新たな発見や学びは多く、歳入基盤の強化をいかに図るべきかといった開発途上国共通の課題に加え、例えば、電子経済への対応や税務行政の国際化・ICT化の推進など世界中の税務当局が直面している共通の課題を検討する機会もあり、振り返って日本の税制や税務行政はどう対応すべきかと考えさせられることが多いです。

このように現在の職場では、世界を相手にさまざまな税の仕事をしている訳ですが、入庁後を振り返ると、国税庁本庁、国税局(海外取引調査担当課長)、税務署(税務署長)といった国税組織内に限らず、海外留学、財務省主税局(租税条約交渉)、外交官としてのバリ勤務(国際課税ルール等の策定)、情報交換や税務行政の各国審査のための審査官、そして現在の国際機関職員と税を中心としながら、国内外問わず、さまざまな世界で貴重な経験をしてきました。そして、その都度、税の仕事の面白さや難しさを感じてきました。国税庁は日本の行政機関の1つですが、税を通じて、適正公平な課税・徴収の実現から外交交渉や開発支援といったさまざまなフィールドで自分の力を試しつつ、広く世のため人のために仕事の出来る、自分を磨き成長させることの出来る場所であることを是非お伝えしておきたいと思います。



筆者は右

### 外国に在って何をすべきか

天安門の南、北京市中心部を東西に横切るメインストリートに、日本の国旗がはためいたのは、前回の総理訪中以来、約7年ぶりになります。この7年で中国の様相は一変しています。今や高層ビルが立ち並ぶ都市の外観に留まらず、QRコード等を用いて決済するキャッシュレス社会、シェア自転車やライドシェアなどのシェアリングエコノミー、無人のコンビニ・レストランなど、ソフトウェアの面でも新たなサービスが次々と誕生しました。

私は、在中国大使館で中国側政府機関との折衝や日本酒等の当地でのPRに取り組んでいます。その傍らで、将来の制度設計を担う意気込みとして、目まぐるしい中国の変化を観察し、中国の試行錯誤の結果を見守ることも重要だと最近、思うようになりました。

イノベーションで中国に先を越されたと慌てる必要はなく、逆にチャンスが来ていると思っています。中国の変化が、どんな課題を解決して、逆に新たにどんな問題を招かしてしまうのか。例えば、キャッシュレスがこれほど急速に普及した理由には、もともと決済の利便性が日本に比べてかなり低かったということがあります(汚損紙幣の流通や紙幣の額面が低く、クレジットカード等も普及していなかった)。

利便性の高い社会は、結果が判明するまでゆっくり待てるということです。

公務員を目指されている皆さんも、制度や仕組みは本来どうあるべきかという観点で、一度、周りを見渡してはどうでしょうか。



在中華人民共和國  
日本国大使館 二等書記官

## 渡邊 淳平

平成21年入庁。国税庁課税総括課企画係長、経済産業省企業行動課産業税制係長、国税庁総務課課長補佐、中国留学などを経て、平成30年から現職。



### OECDで働くということ

私は現在、租税条約や移転価格税制といった租税に関する国際ルールを担当する部に勤務し、国際会議向けの文書の準備、各国の意見調整や議論のとりまとめなどの業務に当たっています。

OECD事務局で働くことの面白さは、国際課税に関する最先端の国際ルール作りに参画できるという点です。

税の分野でも国際化が進み、一国では解決できない課題も増えている中、OECDはこうした課題について各国が議論し、解決策を見出す貴重な場となっています。OECD事務局も各国と一緒にあってより良い国際ルール作りに貢献しています。国際ルールを作るには非常に難しい作業を伴いますが、日々、興味・関心は尽きることがありません。また、異なる国・地域出身の多様なバックグラウンドを持った同僚と一緒に働けることも魅力の一つです。

そして、このようにOECD事務局で働いた経験は、将来、活かすことのできる国際課税の知見の獲得につながることはもちろんですが、国際機関の観点でより幅広く税務行政を考えた経験は、日本にとって望ましい税務行政とは何かを考える上で役立つ財産になると思っています。

OECD事務局  
シニアアドバイザー

## 加藤 隆宏

平成14年入庁。米国留学、在オーストラリア大使館一等書記官、国税庁国際業務課補佐、財務省主税局参事官補佐、東京国税局国際情報一課長などを経て、平成29年から現職。

「国税庁」と聞くと、活躍のフィールドは主に国内だろうと考えてしまいがちですが、実は多様な活躍のフィールドが広がっています。「税」という専門知識を武器に様々なフィールドを渡り歩いて活躍したいという方、国税庁はその期待に十分応え得るところだと思いますので、ぜひ一度、訪問してみてください。お待ちしております。



丸亀税務署長

## 堀田 陽平

平成 19 年入庁。国税庁酒税課、国税庁課税総括課企画係長、財務省主計局主計企画官付調整第一係長、国税庁人事課企画係長、在上海日本国総領事館領事などを経て、平成 30 年より現職。

### 上海→丸亀！？

直前まで中国・上海で外交官をしていた私は、4 年ぶりに国税庁に戻ると思いがけず税務の最前線で指揮を執ることとなった。

先輩からは、「署長は税務署の顔だ」「署長が処分の最終責任者だ」などと言われ、元来悲観的な私は「自分に署長が務まるのか」と不安に押しつぶされそうになりながら、丸亀行きの電車で揺られ、夕暮れに染まる瀬戸内海を渡った。

### 「署長らしく」から「自分らしく」

不安を拭えないまま丸亀税務署に着任すると、すぐに様々な案件が飛び込んできた。どれもこれも最終的に署長が決めなければならず、自信や覚悟が追いつかない。時には、「署長らしく振舞わなければ」という間違った意識から、担当者の士気を下げってしまうようなことも口走ってしまった。組織のリーダーとしての心構えが全くできていないまま数日間が経過した。

「署長の役割とは何か」「リーダーとは何か」と考えながら雄大な石垣を誇る丸亀城を見ていると、「百人百色の署長像があるんじゃないか？」と言われていたような気がして楽になった。署長の役割やあり方を理解するのに少し時間がかかったが、今では自分なりの丸亀税務署長になれている気がする。

### 税務署は宝の山

税務署には先代達が築き上げた税務行政の全てが詰まっている。まさに「宝の山」だ。その中から、受け継いでいくもの、時代に合わせて変えていくものを見つけ、税務行政のあるべき姿を模索し続けるのが我々の仕事だと信じている。



財務省 主税局 調査課  
外国調査第二係長

## 塩田 真弓

平成 25 年入庁。国税庁総務課、宇治署 国税調査官、国税庁企画課企画第一係長を経て、平成 29 年より現職。

### 海外調査を通じて考える日本の税制の姿とは

財務省主税局は、税制の企画・立案を行っており、その中の調査課で私は海外税制の調査を担当しています。毎年の税制改正のプロセスにおいては、海外の税制の立法趣旨、運用状況、抱える課題などが議論の参考となります。上司や同僚と試行錯誤しながら作成した資料をもとに、日本の税制のあるべき姿について議論が行われるのを目の当たりにすると、微力ながら税制改正という重要なプロセスに関われたことに大きなやりがいを感じます。

### 米国における税制改革

2017年12月22日、米国において約30年ぶりの大改正と言われる税制改革法が成立しました。日本国内でもその関心は高く、私は7月の着任以降、目まぐるしく動く現地の議論の状況を追い続けました。また、日本国内も税制改正プロセスの真っ只中でしたので、国内の議論への影響を考え、スピード感をもって改正された米国の税法を読み解くというのは容易なものではありませんでしたが、非常に刺激的な経験になりました。

### 「税」を軸にした様々な経験の積み重ね

入庁後、長官官房での庁内調整、課税部での所得税審理、税務署での税務調査などを経験し、制度設計を行う主税局に出向しました。今まさに、制度と執行の架け橋になるという国税庁総合職採用の役割の重要性を実感するとともに、今後も「税」に関する様々なフィールドで、これまでの経験で学んだことを活かし、自分を成長させ続けることができる職場だと確信しています。

多様なフィールド  
CHAPTER 03

## 国内出向職員



沖縄国税事務所総務課長

## 平川 祥弘

平成 22 年入庁。小牧署国税調査官、内閣官房 社会保障改革担当室主査、国税庁企画課番号 総括・利活用担当チーフ、国税庁人事課補佐 などを経て、平成 30 年より現職。

### 沖縄での経験を糧に

沖縄県では観光業や建設業を中心とした好調な県経済を背景に、税の申告件数などは増加傾向にある。また、管内の離島の中には、往来自体が困難であったり情報通信環境すら満足に整っていないなど、税務当局のサポートが行き届きにくいところもある。

沖縄国税事務所総務課は、そのような沖縄の特性を理解したうえで、いわば沖縄国税事務所の司令塔的な役割を担うことが求められている。国税庁が取り組む施策（税務手続のデジタル化のような納税者利便性の向上、調査・徴収の効率化・高度化、地方公共団体との連携・協調等）について、沖縄にどのように取り込んでいくかを企画・検討していくことが主な業務である。

私のような若手総合職職員が国税局のマネージャーポストに就くことには、大きく2つの意義があると考えている。

1 点目は本庁と地方支分部局の“繋ぎ役”になること。本庁で立案された施策の本来の趣旨・目的を伝播していくことや、時には現場の実情を踏まえて本庁の立案する施策に意見していく。

2 点目は自分自身の成長。本庁とも現場とも近い位置で職務に当たることにより、両者の立場や、本庁で企画・立案したことが現場にどのように伝わるのか（どのように伝えるのが効果的なのか）を理解することができる。

沖縄での勤務は、地方部の多様性を知り、より現場に近い視点を得る有意義な機会であり、国家公務員としての幅を少なからず広げられたのではないかと実感している。このような経験ができるのは、全国に地方支分部局を持ち、ありとあらゆる経済取引が関係している“税”を所掌する国税庁ならではのといえよう。地方や現場の視点も重視した施策を考える、そういった仕事の仕方に魅力を感じる人にも、国税庁という職場はおすすめである。



金融庁 監督局 保険課  
課長補佐

## 大西 篤史

平成 23 年入庁。国税庁審理室、豊橋署 国税調査官、法務省訴訟局租税訴訟課、課税総括課企画係長、ウィーン経済大学大学院留学などを経て、平成 30 年より現職。

### 税務職員からみた保険の世界

皆さんは、「保険と税」と聞いて何をイメージしますか？「関係あるの？」という人もいれば、「最近、『節税保険』とか報道されていたよね」という人もいるかもしれません。

現在、保険業を行う者等の監督に関する業務を行っています。主な担当業務は、保険会社のサイバーセキュリティやマネーロンダリング対策対応、途上国の職員向けの我が国の保険監督に関する講義、昨今苦情が増加している外貨建保険の販売時の情報提供の検討と、多岐にわたります。国税関係では、保険会社のマイナンバー取得の方法に関するものといったものもあります。

私自身、保険に関するバックグラウンドはなく（某総合代理店で保険加入を検討した際に勉強した程度）、他方、私の議論の相手は、保険課内・保険会社共に、情報のプロばかり。頭が真っ白になったことは、何度もあります。そんな時でも、情報を集めて、それとこれまでの知識・経験等を総合考慮し、突破口を探していく。山場を何とか乗り越えた後に口にするコーヒーは、何と美味しいことか。

皆さんの中には、これまで全くやったことのないことを担当する可能性があることに不安を感じる人もいると思います。その不安、わかります。が、他方で、「自分はこれしかできない」と狭く考えるのももったいない。目指す将来像を見据えつつ、足元を力強く踏みしめて歩いていくことが、何事においても大切なのだと思う今日この頃。



えのない課題の最適解を追求する。税務行政運営はその繰り返しです。そうした課題に取り組み、意思決定を行っていくに当り、適切なデータの裏付けを得られれば、意思決定プロセスの透明性を高め、施策の質を向上させることができます。

## 組織の道筋を示す

国際化やICT化の進展等により、経済取引は複雑さを増し、税務行政を取り巻く環境は日々変化しています。こうした変化に迅速・的確に対応するためには、データを自在に使いこなして、データに基づいた柔軟かつ論理的な解決策を不断に提示できる組織である必要があり、そのような組織作りを実現するための牽引役として56,000人を擁する巨大組織の道筋を示すことが国税庁・総合職には求められます。そんな「セクシー」な仕事に興味を持たれた方は、是非国税庁の門を叩いていただきたい。好奇心と向上心に溢れた皆さんとお会いできることを楽しみにしています。



## 意思決定プロセスの最適化を実現する

国税庁 長官官房  
企画課 課長補佐

### 山里 崇

平成15年入庁。米国留学、金融庁総務企画局政策課金融税制室課長補佐、在オーストラリア日本国大使館一等書記官、国税庁調査課課長補佐などを経て平成30年から現職。

## データ活用の重要性

“The Sexiest Job of the 21st Century”（21世紀で最もセクシーな職業）は何でしょう。勿論その答えは人それぞれだと思いますが、とある雑誌では「データサイエンティスト」のことをそう表現しました。このように、近年、「ビッグデータ」「データサイエンス」「データ分析」といった言葉がメディアに頻繁に登場するなど、世間の耳目を集めるようになったと感じている方も多いのではないのでしょうか。データをどれだけ使いこなせ



るかどうかが、企業のサービスの質や業績を左右する、と言われる。これは民間セクターに限った話ではなく、国税庁を含む公的セクターにおいても当然当てはまります。とりわけ、経済活動の複雑化に伴い、行政サービスが多様化し、質の向上が求められる一方で、予算や人的リソースの制約が厳しい状況下において、国税庁が適正公平な課税を実現するという社会の要請に応え続けていくためには、収集・保有する膨大なデータを最大限活用することで、税務行政の効率化・高度化を図っていくことが必要不可欠です。

## 最適解を追求する

私は、現在、こうした問題意識の下、関係課室と連携し、国税庁におけるデータ活用の推進に取り組んでいます。データ活用とは、複雑な数理・統計モデルを構築したり、大量のデータを高速・自動で処理できるようになることでしょうか。そうした一面も否定はしませんが、データ活用の推進による最大のメリットは、意思決定のプロセスを最適化できることだと私は考えています。多くの選択肢が存在する課題、或いは過去に前例がなく答

# 国際課税

## ～国際租税の最前線で～

### 現在の仕事内容について教えてください。

**(松香)** 相互協議室というところで、二重課税の排除・防止のために、関係する国の税務当局間で行われる協議に関する業務に携わっています。

国税庁は、基本的に現場である局署を動かす司令塔として、企画・管理運営事務を行うところなのですが、相互協議室はまさに現場であり、国税庁の中では異質な存在です。一人ひとりが事案の担当者として、一年に何度も海外出張を行い、相手国の担当者と議論を交わし、両国が合意できる解決案を見出しています。

**(永田)** 私は、国際業務課において経済協力開発機構（OECD）に関する事務を担当しています。OECDには、税に関する国際的なルールメイキングや各国の税務当局の制度・執行に関する情報共有を目的とする「租税委員会」があり、この「租税委員会」では日々国際課税を巡る様々なテーマに関する国際会議が開催されています。これらの国際会議に参加し、国際協調を深めつつ、財務省の同僚と連携しながら日本の国益に適ったルールメイキングが行われるよう努めています。

### 国税庁の国際的な分野や業務について教えてください。

**(松香)** 国税庁における国際的な業務は、多岐に渡ります。

まずは、国際課税関係。国税局や税務署で取り組んでいる国際的租税回避行為への対応を含む海外取引調査です。国税庁では、調査の方針を定めて局署に対して指示するといった、企画・管理運営業務が中心になります。

これらに加えて、①（現在永田さんが担当されている）OECD等の国際機関を中心に行われる国際課税のルールや国際的な枠組みの策定に関する議論に日本代表として参画する、といったものから、②共通する問題意識や課題への対応に関する意見交換を通じた、二国間の協力関係の維持・発展等のために開催されるバイの国際会議への対応、③現在自分が担当している相互協議関係事務といったものまで様々です。

**(永田)** クロス・ボーダー取引の場面では、各国の税制の違いや海外の税務情報が国内の税務情報と比較して手に入りにくいことを理由として、一つの所得に対して複数の国が課税してしまう国際



的な二重課税や、一つの所得に対して一度も課税されない課税漏れが起こりやすくなっています。これらを解消し、税の公平性・中立性を確保することが国税庁の国際課税における基本命題です。

そのために国税庁は、国際会議への対応を通じた各国の統一的なルールメイキングや条約に基づく海外からの情報収集などを通じて、税務署や国税局における個々の事案において適正・公平な課税が行われるよう努めています。また、OECDの国際的なルールをOECDに加盟していないアジア地域を初めとする新興国に浸透させ、それらの国との間で、二重課税や課税漏れが生じないようにすることも国税庁の重要な役割の一つです。

### 国際課税の現場で国税庁（総合職採用者）として求められていることについて教えてください。

**(永田)** 企業活動のデジタル化に伴い、動画配信などのバーチャルな世界で行われるビジネスが急増しています。これに対して、フィジカルな要素を重視する既存の国際課税ルールをどのように適合させていくのが国際的な課題となっており、正に未知の領域で、世界中の税の専門家だけでなく、G20などの政治の場でも議論がされています。ITビジネスによりもたらされるイノベーションを阻害しないようにしつつ、従来型のビジネスとの公平を保つ、という、新たな課題にどのように立ち向かっていくのか、これまで培ってきた知識や経験の総合力が問われていると感じています。

**(松香)** 国際課税の分野に限らず、国税庁の総合職採用者として求められるのは、世の中の流れや情報に関する高い感度を有し、現在国税庁（日本）がどの位置にいて、今後どこに向かうべきか、ということを的確に認識し、かつ、実行できる能力ではないでしょうか。そのためには、情報収集力、バランス感覚、柔軟な発想力、及



国税庁 長官官房  
国際業務課 課長補佐

永田 豪

平成23年入庁。国税庁総務課、法人課税課、尼崎署国税調査官、オランダ留学、財務省主税局参事官付租税協定係長などを経て、平成30年より現職。



国税庁 長官官房  
相互協議室 課長補佐（総括）

松香 圭美

平成13年入庁。米国留学、財務省国際局国際機構課課長補佐、東京国税局調査第一部国際情報第一課長、育児休業、国税庁国際業務課課長補佐などを経て、平成29年より現職。

調しないと、国際課税の実務を適切に執行することが難しくなっているのです。

実際、BEPS後に構築された国際的な枠組みには現在120カ国・地域以上が参加しており、経済の発展状況が異なる様々な国との協調が問われています。日本としても、最大のパートナーである米国はもちろんです。経済的なつながりの深いアジア諸国との協調がますます重要になってきています。相互の情報共有・意見交換を推進するとともに、従来提供している技術支援をより戦略的に実施することが必要ではないかと思っています。

**(永田)** 松香さんのおっしゃるとおり、経済の発展状況が異なる様々な国との協調が問われています。具体的には、OECDの「租税委員会」は、文字通りOECD加盟国のマジョリティーである欧米の国主導で国際課税のルールメイキングを進めてきました。

ただ、近年、多国籍企業の税負担軽減行為に対応するための「BEPSプロジェクト」などを契機に「OECD加盟国だけでなく、非加盟国・地域を巻き込んで、よりグローバルにルールメイキングをしよう、しなければ意味がない」という機運が高まっています。

日本はこれまで、いわばアジアの雄として、「租税委員会」の議論に参加する傍らで、知的支援や国際会議などを通じて、アジア諸国の税務当局との関係を密にしてきました。この関係を活用することで、グローバル化が急速に進んでいる国際課税の議論の場において、更に大きな存在感を発揮できるのではないかと考えています。

### 最後に、就職活動中の学生へメッセージをお願いします。

**(松香)** 報道等で国際課税に関する記事を目にする機会がますます増えていると思います。まさに注目されている分野であり、国税庁への期待をも念頭にしっかり対応していかなければならない責任ある仕事です。でも、だからこそ面白く幅広い経験を積み重ねて行けることは間違いないと思います。自分を成長させることができる職場だと思っていますので、ご関心がある方は是非！

**(永田)** 国際課税という先端的・専門的な分野においてポリシー・メイキングに携わることは、自分の知識の幅や価値観を広げる大きなチャンスです。何より毎日、退屈することなく楽しく仕事ができます。国税庁総合職採用には、国際課税に携わる機会が沢山あるので、是非一度足を運んでいただければと思います。



び状況を踏まえた判断力が必要だと思っています。また、国税庁は大きな組織であり、周囲の協力を得ながら物事を動かしていく必要があるため、良好な人間関係を築いてマネジメント力を発揮することも重要であると考えています。

### 留学等の海外での経験が現在の仕事にどう役に立っているか教えてください。

**(松香)** 海外経験は10年以上前の米国への留学のみですが、文化・価値観・考え方の違い（多様性）を肌で感じる事ができたのはよかったと思っています。日本では阿吽の呼吸で理解してもらえないことも他の国の人には通用しないことを痛感しました。最初は戸惑うこともありましたが、自らの主張を通すためには、相手の立場・考え方を踏まえた上で論理的に説明することや、一員として認めてもらうために貢献することの重要性を学べたことが収穫のひとつだったと思っています。

**(永田)** 私は、オランダで国際租税法を履修しました。私の通っていた大学院には、欧州、中南米、アジア諸国等の国から、法律家、会計士、税務当局の役人など、税について豊富な経験を持つ留学生が参加しており、日々彼らと自国の税制や税務行政について議論していました。これにより、国際会議の場でも活用できる、英語で税を議論する力が身についたと考えています。

### 今後の国際戦略を教えてください。

**(松香)** 国際課税のルールは、数年前までは先進国が中心となって策定・運用していましたが、最近は状況が少し異なります。経済のグローバル化に伴い、より多くの国を巻き込み国際的に協

## 国税庁を選んだ理由は？

自分の専門性を磨きながら、制度企画から法律の執行まで、行政全般に幅広く携わることができると思ったためです。また、国際機関で勤務されている方もいるように、国境を越えた活躍の場があることも魅力的でした。【課税総括課】

「税」という国民全員が関わる行政サービスをより分かりやすく、使いやすくしたいという思いがありました。また、官庁訪問を通じてお会いした職員の皆さんの人柄に惹かれたのも大きな理由の一つです。【企画課】

学生時代、確定申告会場でアルバイトをしていた経験から、税務行政に携わるやりがいを感じたのがきっかけです。説明会などを通じて、職員の方々の人としての魅力に惹かれたので、国税庁を志望することに決めました。【総務課】

様々な経済社会活動を支えるインフラとしての税の役割は勿論のこと、ICTの目まぐるしい発展により経済社会のあり方が多様化する中で、執行の観点から税務行政を変革していくことに魅力を感じたからです。【企画課】

## やりがいを感じる瞬間は？

OECD（経済協力開発機構）からの情報に多く触れることができるため、国際課税分野の最前線で働くことができます。自身の知識や英語力は未熟ですが、世界的な潮流を感じながら、税務行政の仕事に携われることにやりがいを感じています。【国際業務課】

予算要求のための基礎資料の作成に向け、現場の声を汲むためのアンケートや、結果の分析資料の作成を担当し、自分が作成した資料にGOが出たときは、組織の一員になった実感を持つことができ、やりがいを感じました。【企画課】

私は現在、公文書の審査や国税庁の窓口担当として様々な案件の調整などを行っております。中でも自分が携わった業務が新聞やパンフレット等で世に出るなど、成果として目に見えたときにやりがいを感じます。【総務課】

会議や日常業務の中で、全国の国税局からいただいた要望等に少しでも応えられたときは、自分自身も国税庁のミッションである適正かつ公平な課税・徴収に、微力ながらも貢献できているのかなと実感します。【課税総括課】

## 職場の好きなおとろや職場の雰囲気は？

活気に溢れていてフレンドリーなところですよ！私が所属する課税総括課は、課長を筆頭に、気さくで快活な方が多く、笑い声の耐えない職場です。（賑やかすぎて電話越しの声が聞こえない、なんてことも・・・笑）上司や同僚にも相談しやすく、伸び伸びと仕事に取り組むことができます。【課税総括課】

「裁量」と「サポート・フォロー」のバランスが取れている職場です。仕事に慣れない内は、周りがしっかりサポート・フォローしてくれ、慣れてくると、適宜周囲に相談しつつ、基本的な作業方針を自分で決めることが出来ます。サポート・フォロー体制が整っているので、失敗を恐れず、積極的に業務に取り組むことが出来ます。【国際業務課】

上司や先輩方に恵まれ、業務に関することはもちろん、それ以外の何事も相談しやすい環境で仕事をさせてもらっています。また、自分の担当業務とは異なる業務を行っている係との交流も活発で、庁内で進行中の幅広い業務について見識を深めることができ、日々様々な方面から勉強させていただいています。【企画課】

職場の好きなおところは多数ありますが、特に、1年目であっても重要な案件を任せてもらえたり、国内外の出張に行かせてもらえるため、早くから貴重な経験をさせていただいております。また、酒類業の現状に詳しくなることができ、飲み会での話のタネが出来るなんてこともあります。【酒税課】

## 国税庁を目指す方へ

就職は、「ゴール」ではなく「スタート」です。自分が成し遂げたいことは何か。自分と真正面から向き合い、考えてみてください。そして、その結果として国税庁を進路に選んでいただければこれほど嬉しいことはありません。皆様とともに働く日を心から楽しみにしています！【課税総括課】

国税庁は、積み重ねた経験・知識を自分の強みにしながら、日々新しいことに挑戦できる組織だと思います。今感じているやる気や憧れの気持ちを忘れず、真っ直ぐに、夢の実現に向けて頑張ってください。国税庁で待っています。【総務課】

「税」と聞くと一見堅苦しくて難しそうなイメージがありますが、現在の税務行政はグローバル化やICTの発展に伴って変革が求められる分野として非常に面白いと思います。未来に向けてこの変革を牽引していきたいという高い志を持った学生の方々は是非国税庁を目指してはいかがでしょうか。【企画課】

人々の生活の基盤を支える税務行政に携わることは責任も重いですが、その分手応えのある仕事です。就職活動を通じて、多くの人の意見を聞きながら、国税庁で働くことを将来の人生の選択肢として考えていただくと嬉しいです。【国際業務課】



直近数年間の国税庁総合職（旧1種）職員の採用者数に占める女性の割合は30%以上で推移しており、国税庁の様々なフィールドで女性職員が活躍しています。また、育児休業などの仕事と家庭の両立支援も充実しており、性別問わずライフステージに応じた活躍が可能です。

育児と仕事の両立支援制度（時系列）



## 今後の仕事と育児の両立

私は今、育児休業を取得し、1歳になった子どもの育児に専念しています。日々子どもの成長を見守るのは、とても幸せではありますが、育児はまさに24時間体制の稼働。思っていたよりもハードです。体力には自信がありましたが、10数年ぶりの高熱を出してしまったことも…。

入庁してから出産までの8年間、国税庁本庁に加え、地方勤務や海外留学など様々な業務を経験してきました。夜遅くまで仕事をしたり、毎週のように出張をしていた時期もありました。

育休からの復帰後は、以前と全く同じ働き方を維持するのは当然難しくなるわけで、不安がないかというと嘘になります。しかし、国税庁ではテレワークやフレックスタイム制など、育児をしながら働く女性を支援する体制が整っています。また、周囲のサポートも手厚く、私が育児休業に入る際も温かく送り出してもらえました。

社会全体を見ると、女性に限らず、育児や介護をしながら、仕事をしている方が沢山います。それはもちろん、国税組織においても同じです。

今後、自分自身が仕事と育児の両立を模索していく過程で、同様の事情を抱えた方々と語りながら、「組織全体のパフォーマンスをいかに高めていくか」といった課題に向かい合っていければと考えています。

育児休業中

## 高木 美緒

平成 22 年入庁。米国留学、大阪国税局法人課税課課長補佐、国税庁管理運営課などを経て、平成 30 年より、育児休業中。



## 充実した日々をすごせることに感謝

子供を産む前よりも仕事にかけられる時間が限られているため、あれもこれもすべての仕事に関わることは出来ず、やるべきことの取捨選択を意識的に行うようになりました。

仕事と家庭の両立についてはまず健康第一。子供・夫・自分のだれかが体調を崩すと日常のリズムがくずれするため、食事や睡眠など健康管理には注意しています。また、両立生活をうまくまわすためには情報共有が重要です。家庭では、夫とスマホのアプリでスケジュールを共有し、家族の予定を一元的に管理し、職場では、自分だけで情報を溜め込まず、上司・同僚への情報共有や資料整理を徹底し、「私にしか分からない」という状況にならないよう気をつけています。

国税庁においても、超勤削減やテレワーク等の整備など柔軟に働くための環境が整えられ、職員の意識も変わってきているところです。家庭と仕事の両立は確かに時間がなく、忙しいですが、両方あるからこそ充実した生活となっています。

今後も自分の人生も楽しみつつ、職場・納税者にも貢献できるよう、日々努めていきたいと考えています。

## 利用した制度

第一子、第二子出産の際に、それぞれ産休・育休を取得しました。現在はフレックス制度を使い、保育園のお迎えに行く日は16時に退庁しています。また、午前中2時間だけ年次休暇をとって保育園の参観日に行き、その後テレワークで自宅から勤務するなど、柔軟な働き方を可能にする制度を利用しています。

### 一日のスケジュール

6時00分 起床、朝食準備、家事  
6時30分 子供起床、家族で朝食、子供の登園準備、家事  
7時30分 夫と子供を見送りつつ、家事、身支度  
8時15分 出発  
9時15分 勤務開始  
(保育園に迎えに行く日)  
16時00分 退庁、子供のお迎え  
17時40分 帰宅、お風呂  
18時30分 夕飯、家事  
19時20分 子供と遊ぶ、絵本読み聞かせ  
21時 子供寝かしつけ(なかなか寝ない…) 子供就寝後、自由時間



## 新米パパ・新米係長として

「まー！」1歳半の娘は妻をそう呼びます。よくある話ですが、先を越されました。「三つ子の魂百まで。」もっとアピールしなければ…。

という強い思いのもと、仕事もさながら、朝のお着替え、ご飯、保育園の送り、夕方も時々お迎え、帰宅後は入浴や寝かしつけ、休日は公園遊びなどに日々励んでいます。

妻は民間企業勤務で、両家の実家ともに遠方なので、早期帰宅が何よりの家族孝行です。今年からは係長に昇進し、より仕事の成果が求められますが、帰宅時間へのプレッシャーは良い方向に作用し、生産性が上がったようにも感じます。また、周囲の理解も欠かせません。この場を借りて改めて感謝の意を申し上げます。

就職活動中はどうしても「ワーク」を重視しがちになりますが、様々な職員の「ライフ」も含めた生き方と、自身のなりたて姿を重ねてみてはどうでしょうか？

「ばばー！」…この原稿を自宅ですと書いていたら聞こえてきました。明日からもまた頑張れそうです。

## 利用した制度

妻の出産前後で配偶者出産休暇（2日）、育児参加のための休暇（5日）を取得しました。また、子どもの発熱時などは、子の看護休暇（年次休暇とは別途、年間5日取得可）も利用しています。

### 一日のスケジュール

7:30 起床、朝食の準備など  
8:00 家族3人で朝食  
8:30 保育園に登園  
9:30 登庁  
12:00 昼食は家からお弁当を持参  
19:00 退庁  
20:00 帰宅。子どもの入浴、寝かしつけ  
21:00 洗濯などの家事と英語の勉強  
24:00 就寝

国税庁 課税部  
資産課税課 係長

## 高本 祐貴

平成 27 年入庁。国税庁人事課、国税庁徴収課、横浜中署国税調査官を経て、平成 30 年より現職。

# 研修制度

国税庁総合職職員は、多様な業務を経験し、若いうちから責任ある仕事が任されます。そのため、職員一人一人に応じ、自ら磨き上げ、成長する機会が用意されています。

## 実務研修

### ●初任行政研修

入庁1年目に各府省共通の合同研修へ参加し、行政官としての基本的素養や心構えを習得します。

### ●総合職実務研修

入庁3年目に、税務の現場経験で得た気づきを議論するとともに、国税庁の課題や税制改正に関する動向を学びます。

## 専門研修

### 税務大学校での税務研修

係長として勤務するまでに、税務大学校において、数ヶ月単位で税法・簿記会計などを学ぶ機会が設けられています。

### ●高等税法研修

税務署勤務に備え、税法の知識や申告書の書き方などを習得します。

### ●税務理論研修

税務やマネジメントなどの高度な内容を学び、その後の企画・立案業務に向けた準備を行います。

## 留学

若手総合職職員は、海外の大学院に留学し、自身の関心分野（公共政策学、法律学、MBAなど）の研究を行う機会が与えられています。毎年、欧米のロースクールなどに職員を派遣しており、留学中の職員は、高度な知識をその後の業務に活かすため、研鑽に励んでいます。

# 採用情報 Q&A

## Q1 学生時代に税法や会計などを勉強したことがなくても採用されるのでしょうか。

国税庁総合職職員のバックグラウンドは多彩です。出身学部を見ても法学部や経済学部だけではなく、文学部、教育学部の他に、理学部や工学部など、理系の出身者まで活躍しています。入庁後、仕事をする上で必要な専門知識は、日々の業務を通じて習得していくことができるほか、各種研修や留学の機会も準備されているので、心配ありません。

## Q2 採用されやすい試験区分はありますか。また、試験区分によって入庁後のキャリアパスに違いはありますか。

採用の優劣や違いは全くありません。国税庁の事務系総合職は、総合職試験の全区分（理系区分でもOK）を対象に採用を行っています。入庁後も、試験区分によってキャリアパスが限定されることはなく、本人の希望と能力などに応じて経験を積んでいくことになります。

## Q3 総合職・専門官採用の仕事の違いについて教えてください。

総合職は、はじめは、東京の国税庁本庁に配属されます。税務署、国税局の現場も経験しながら、税務行政の企画立案や国税組織のマネジメントの中核を担っていきます。一方で、国税専門官は、各国税局（東京、大阪など）で採用され、通常、管内の税務署や国税局で勤務し、個人課税・法人課税などの専門分野の業務に従事します。署や局で勤務経験を積んだ後、国税庁本庁においても働く機会があります。

## Q4 国税庁ではどのような人材が求められているのですか。

近年、税務行政を取り巻く環境が大きく変化している中、複雑・多様化する行政ニーズや経済・社会情勢の変化に対して、前例や現状にとらわれず柔軟な発想で対応することが求められています。採用に際しては、新たな課題に直面しても全力で立ち向かうことができ、日々の仕事やそれ以外の様々な経験を通じて自らを成長させていく意欲がある方に、ぜひ入庁してもらいたいと考えています。

### <採用実績>

採用年度		H26	H27	H28	H29	H30	H31(予定) <sup>*1</sup>
採用者数		9	9	8	8	11	7
性別	男性	8	5	5	5	8	4
	女性	1	4	3	3	3	3
試験区分	総合職(大卒法律)	5	3	4	3	6	3
	総合職(大卒経済)	1	3	2	2	3	1
	総合職(大卒工学)	-	-	-	-	-	1
	総合職(大卒教養)	-	-	-	-	1	-
	総合職(院卒行政)	2	3	2	3	1	2
	総合職(院卒法務) <sup>*2</sup>	1	-	-	-	-	-

<sup>\*1</sup>平成31年4月入庁予定者数 <sup>\*2</sup>「総合職(院卒法務)」は司法試験合格者を対象としている。